

平成 25 年度離島航路整備事業費補助金(盛運汽船分)の支出に関する措置請求

(受付日：平成 26 年 1 月 14 日)

1 請求内容 (要旨)

宇和島市は、離島航路整備法に基づき、宇和島～日振島間の航路を営業している盛運汽船(株)に対して、平成 25 年に補助金 6936 万 2908 円を支出しており、このうち 3468 万 1000 円を愛媛県が宇和島市に対して補助している。

当該補助金は、盛運汽船(株)の航路損益計算書に基づいて、赤字補填の趣旨で支出されているが、盛運汽船(株)の作成した航路損益計算書には不必要な支出が含まれている。

- ・国や県などから交付された補助金の額について、(株)えひめ南汽船と比較して、3倍以上もの補助金が必要とされる合理的理由は到底見当たらない。
- ・船舶修繕費は明らかに過大であり、予備船員費を計上する必要性も認められない。
- ・(株)えひめ南汽船と比較して1週間当たりの運航時間が少ないにもかかわらず、船員費を4000万円近く多く支払うのはおかしい。
- ・船員は年間100万円程度の賞与を支給されているが、売上額程度の赤字を計上している企業が賞与を支給することは考えられない。
- ・高額な役員報酬に見合う業務は、ほとんど行われていない。
- ・営業活動の実態があるとは思えず、営業社員は航路の維持に不要な人員といえる。

不必要な経費を計上して過大な補助金を受けていることは明らかであり、経費として認められない金額に対応する補助金は根拠を欠く違法な支出である。

このため、愛媛県知事に対し、平成 25 年に県が宇和島市に支出した日振～宇和島航路分の離島航路整備事業費補助金の返還を求めるために必要な措置を講じるよう請求する。

2 監査委員の決定

却下

3 決定(却下)の理由

請求人らは、盛運汽船(株)の作成した航路損益計算書に不必要な支出が含まれていると主張しているが、請求書に添付されていた書類は、いずれも本件補助金に関し違法又は不当な財務会計上の行為があることを監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示すものではない。

したがって、請求人らの主張は、住民監査請求の要件である、違法又は不当な財務会計上の行為があるとする根拠を監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示したものと認められず、かつ、違法又は不当な事実が存在することもうかがえないため、不適法な請求である。